

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針の公表について

技能実習制度推進事業等運営基本方針（平成5年4月5日付け厚生労働大臣公示）の一部を次のように改正したので、公表する。

平成29年3月31日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

技能実習制度推進事業等運営基本方針の一部を改正する基本方針

Ⅱの2の(3)中「技能実習評価試験の整備に関する専門家会議」を「技能実習評価試験の整備等に関する専門家会議」に改める。

Ⅱの7の(2)のロに次のただし書を加える。

ただし、技能実習2号への円滑な移行を図るため、技能実習生の技能等の修得状況を勘案した上で技能実習1号の期間の4分の3程度を経過する前に受検することは、差し支えない。

Ⅱの7の(3)のロの次に次の一号を加える。

ハ 制度推進事業実施機関は、技能実習2号を終了する技能実習生から、技能実習2号終了時の修得技能等の評価のために検定・資格試験の受検を希望する旨の申し出があった場合には、技能実習2号への移行を希望する技能実習生に準じて、必要な支援を行うものとする。

Ⅱの11の(2)のニ中「自主点検」の次に「、訪問援助」を加える。

Ⅱの11の(3)のイ中「整備」を「整備等」に、ニ中「地域社会における日本人と技能実習生との共生等に関する好事例の収集」を「技能実習生の修得技能等を外国語で記載できる文書の試行実施」

に改める。

#### 附 則

- 1 この基本方針の改正は、平成29年4月1日から適用する。
- 2 この基本方針は、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成28年法律第89号。以下「技能実習法」という。）の施行に伴う新制度への移行に伴い、その効力を失う。ただし、技能実習法の施行後も経過措置により引き続き旧制度の技能実習制度により在留する者（技能実習法附則第12条の規定による改正前の出入国管理及び難民認定法別表第1の2の表の技能実習の在留資格（技能実習法附則第13条第1項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）をもって在留する者をいう。）に対しては、なお効力を有する。